

区長 様

大阪社会保障推進協議会

会長 井上 賢二

大阪市内ブロック

代表 嘉村 健彦

【事務局】

〒530-0034大阪市北区錦町2-2国労会館

TEL06-6354-8662 Fax06-6357-0846

社会保障制度・住民税に関する要望書

住民の暮らしを守っての貴職の日頃のご尽力に敬意を表します。また、日頃より、私どもの活動にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

さて、今年も昨年に引続き、社会保障制度及び住民税に関して下記のように要望させていただきます。

記

1、行政のあり方について

- ①行政執行においては、法及び条例に基づいて行い、特に手続きにおいては、「行政手続法・同条例」に基づいて行うこと。
- ②職員への「行政手続法・同条例」の周知徹底をはかるべく、最低年1回研修を行い、遵守できる体制をつくること。
- ③区民に各種制度の説明を十分に行うことができるよう窓口要員の増員などを行い、広報と窓口体制の充実をはかること。

2、国民健康保険など医療について

- ① 国に対し国の負担割合を以前の状態に戻すよう要望すること。それまでの間は、国民健康保険会計に、これまで以上に一般会計繰り入れを行い、保険料そのものを引き下げ、「協会けんぽ・共済健保」なみの払える保険料にすること。
- ② 保険料の低所得者減免、多子世帯・1人親世帯・障害者減免など困難な世帯に対する条例減免(9割減額の新設:対象は生活保護基準以下の所得世帯と障害者・1人親世帯加算など)を拡充し、現行3割減免と合わせて申請不要(自動適用)とすること。なお、当面3割軽減可能世帯に対しては数度の制度説明を個別に行うこと。
- ③ 資格証明書の発行をやめること。中学生までのこどもに対しては1枚ものこすことなく通常保険証を交付すること。そのために窓口交付ではなく郵送とし、確実に渡せるよう教育委員会とも連携すること。同時に、高校生に対しても通常保険証を発行すること。さらに、当面は留め置き(短期保険証が渡せていない)世帯の無保険の子どもたちにも交付すること。また、1人親世帯、障害者のいる世帯には絶対に発行しないこと。
- ④ 一部負担金減免を実際に使える制度とすること。所得要件を125万以下とし、治癒見込み期間を少なくとも1年にするなど改善を行うこと。
- ⑤ 国保料の滞納世帯に対する徴収業務を民間に委託しないこと。また、社会保障制度の位置づけに鑑み納付困難世帯の滞納者に対する納付相談を充実し、差し押さえをしないこと。
- ⑥ 予防・早期発見により医療費を下げる観点で全ての市民を対象に従来の健診水準を下げることなく市の責任で健診を行うこと。特に、「がん検診」を充実させること。

- ⑦ 75歳以上の医療費負担を無料にすること。
- ⑧ 後期高齢者医療保険制度の保険料については独自軽減措置などを導入し負担軽減をはかること。また、低年金者・無年金者が滞納する可能性が非常に高いので、資格証明書を絶対に発行しないよう広域連合に強く要請し、市としても努力すること。
- ⑨ 無料低額診療事業を希望する医療機関があれば、直ちに認可すること。
- ⑩ 保険料減免制度、一部負担金減免制度、無料低額診療事業などは、パンフレットを作成し、窓口常備するとともに、全家庭に送付すること。

3、介護保険について

- ① 要介護認定制度を廃止し、保険証1枚で必要な介護給付が受けられるよう、国に強く要望すること。
- ② 国に対し国庫負担の大幅な引き上げを要望すること。そして当面は介護保険料の基準額(第4段階)を引き下げ、誰でも払える保険料にすること。
- ③ 保険料の段階を増やし、最低0.1、最高5.0にすること。
- ④ 介護保険料減免制度拡充すること。収入基準を単身者150万円以下、2人世帯200万円以下(1人増える毎に50万円加算)などにすること。
- ⑤ 利用料減免制度を創設すること。また、居住費、食費に対し独自の補助金制度をつくること。
- ⑥ 地域包活支援センターは3職種を国基準以上に確保し、新予防給付マネジメント(指定介護予防支援)は3職種とは別に、少なくとも利用者35人に1人以上の割合で職員を配置すること。
- ⑦ 介護認定者はすべて「障害者控除」の対象者と認定すること。市民や介護支援事業所などに担当者が住民に対して正しくアドバイスできるように研修を徹底し、5年間の遡及についても広報すること。また、介護認定者で、「障害者手帳」を所持していない人には、障害者認定書を毎年送付すること。
- ⑧ 大阪府「訪問介護に関するQ&A」の全面改正については事業者にも周知徹底し、法令以上のローカルルールを強要し、利用者からサービスを奪わないこと。
- ⑨ 要介護認定の結果については、経過措置対象に対して新認定での結果も知らせること。
- ⑩ 減免制度、介護認定者に対する「障害者控除」認定制度などは、パンフレットを作成し、窓口常備するとともに、全家庭に送付すること。

4、生活保護について

- ① 3月18日付け厚労省通知「職や住まいを失った方々への支援の徹底について」を踏まえ、無差別平等の原理、申請保護の原則を守り、救済漏れの無いよう、申請権を確立すること。そのために、申請書を窓口常備し、相談(申請)には第三者の同席を認めること。
- ② 生活保護の実施体制に関わって、「標準数」に基づくケースワーカーの増員を正規社員で行うとともに、経験や熟練を重視した人事配置を行うこと。
- ③ 通院のための移送費の認定について、平成20年4月以降の削減をやめるとともに、その後の厚労省の対応に基づき、拡充をはかること。
- ④ 自立支援プログラムは本人の意思を尊重し、自治体の責任で働く場を確保すること。
- ⑤ 国に対し、老齢加算・母子加算の復活を求め、要望すること。復活までは、市の独自施策(法外援護)で対応すること。
- ⑥ 健診事業は通年で受診できるようにすること。
- ⑦ 転居については実態に即した柔軟な対応をすること。
- ⑧ 「生活保護のしおり」など、生活保護の制度をわかりやすく説明したパンフレットを作成し、窓口常備すること。

5、こどもに関して

- ① 全国で最低レベルのこどもの医療費助成制度を外来・入院とも「子どもの権利条約」に謳われ

ている18歳までの人について現物給付で所得制限なしの無料制度として導入すること。当面、中学卒業までのこどもについては直ちに実施すること。

- ② 大阪府に対し、医療費助成制度の改悪を絶対にしないよう強く申し入れるとともに、他の都府県なみの水準にすることを強く要望すること。
- ③ 市長公約の保育所の待機児童をなくすべく、民間委託ではなく市の直営で保育所を直ちに増設し、保育士を増員(保育士の配置基準は従前に戻す)すること。また、低所得者のために保育料の減免制度を拡充すること。

6、障害者施策について

- ① 障害者の「自立」を阻害する「障害者自立支援法」を早急に廃止するよう国に強く要望すること。
- ② 障害者の移動の自由と安全を保障するために「新交通バリアフリー法」を完全実施するとともに、バリアフリーおよびユニバーサルデザインの考え方を障害者施策のすべてに位置づけること。

具体的には

- イ、郵便物その他の文書には、必ず視覚障害者にも内容物とその趣旨がわかるように、点字表記を付けること。
- ロ、タクシー券に対する市の負担をこれまでの「初乗り料金」にもどすこと。
- ハ、ガイドヘルパーの受付をもっと使いやすいものに改めるとともに、時間数を増やすこと。

7、住民税について

- ① 申告、納付相談、各種減免申請など納税者向け税務行政のすべてを従来通り区役所で直に復活し、行政サービスの低下を止めること。
- ② 財政局に対し、減免制度などのパンフレットやポスターの作成を要望し、区役所内の税証明窓口で常備し、パンフレットは全家庭に届くよう要請すること。

以上